

平成27年度

社会福祉法人

伊賀市社会福祉協議会

事業計画書

## 伊賀市社会福祉協議会 基本理念

1. 私たちは、あらゆる人や組織と協力して、生活上の課題を持つ人の権利を擁護するために、早期発見と早期対応に努めます。
1. 私たちは、多様な市民の参加を得て、一人ひとりが何らかの役割を担いつつ、その人らしい生き方ができる地域社会を実現します。
1. 私たちは、住民を主体とした地域の福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を基点にしたまちづくりをすすめます。
1. 私たちは、専門職としての倫理と誇りを持ち、先駆的、開拓的精神によって、謙虚な姿勢で課題解決のために最善を尽くします。
1. 私たちは、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、品質の高いサービスの提供に挑戦し続けます。
1. 私たちは、安全性の向上と事故防止に努め、職場内での連携を強化し、役職員が一体となった透明性の高い組織運営を行います。

平成20年4月1日 制定

# 平成 27 年度 事業方針

社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会

昨年度は、社協のコミュニティーソーシャルワーカーを主人公としたドラマが NHK から放送され、その存在が注目を集めました。社協の活動を多くの人に知っていただく機会となったことと同時に、その活動に期待が高まってきていることの現れとも受け取れます。

本年度は、要支援者へのサービスを介護保険から市町村事業に移行することなどを中心とした介護保険制度の改正をはじめ、障害者総合支援法に基づきサービス等利用計画によるサービス提供が始まります。子ども・子育て支援についても、地域の実情に応じた支援などの新制度が本格施行されます。社会保障制度と生活保護制度の狭間を埋める、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援法も施行されるなど、国の制度が大幅に変わります。これらの制度改正の共通の方向性は地域福祉の推進です。

当市においては、平成 27 年度中に第 3 次地域福祉計画が策定されます。従来どおり行政との一体的策定となるこの計画に関して、当会は住民の参加による地域福祉活動推進会議を設置して計画策定の意見提言を行うこととしています。

当会は合併後 10 年を経過して第 6 期の役員体制がスタートしました。国ではこれからの社会福祉法人のあり方が示されており、これからの 10 年に向けて基盤強化計画大綱の推進と相まって、1. 法人機構の体制の強化、2. 安全で質の高い効率的なサービス提供、3. 地域福祉と介護サービスの一体的提供を柱とした事業展開を進めます。

地域包括ケアシステムの推進の中核をなす地域ケアネットワーク会議については、地域住民が福祉に参加して地域の課題を主体的に解決することを支援することをおしてその普及を行います。この実現のため従前にもまして地域への訪問を強化します。

近年、社会福祉法人のあり方が問われています。市内の社会福祉法人と連携して地域の課題解決に役立てる取り組みを進めます。また、災害が発生してもサービス提供が滞ることがないようにする事業継続計画の策定と、これに基づくサービス提供を行います。

以上の計画を確実に実行するために進行管理を行います。

# 重点目標

1. 法人機構の体制の強化
2. 安全で質の高い効率的なサービス提供
3. 地域福祉と介護サービスの一体的提供

## 地域福祉部

### <重点事業>

#### 1. 第3次地域福祉計画の策定

第3次地域福祉計画は、平成28年度～平成32年度を計画期間とし、平成27年度中に策定することが予定されています。第3次地域福祉計画はこれまでの行政と社協が一体的に策定するという手法を維持しつつ、行政の役割と社協の役割を明確化するために、地域福祉計画策定にあたって、専門部会として「地域福祉活動推進会議」を設置し、社協の役割である地域福祉活動計画部分を多くの市民参加を得て策定していきます。

なお、計画策定にあたっては、社協活動全般に関係する、地域福祉活動や在宅福祉サービスのあり方に関して、基盤強化計画に基づいた事業展開を進めるべく、地域福祉体制づくり事業における地域ケアネットワーク会議の設置に向けた協議体の検討、介護保険制度改正に伴う地域包括ケアシステムの構築に向けた地域生活支援施策の検討、地域人材育成計画や福祉教育指針の策定に向けた検討、福祉でまちづくりの推進のためのコミュニティビジネス「いがぐりプロジェクト」の検討、社協会費のあり方をはじめとした地域福祉財源の検討を進めます。

#### 2. 介護保険制度改正や障害者総合支援法、子ども・子育て支援、生活困窮者自立支援法に対応した取組

介護保険制度改正により、要支援者へのサービスが平成29年度を目途に市町村事業に移行されることから、社協が受託している各種介護予防事業の市町村事業への移行を検討し、社協の福祉サービス事業における対応と、地域福祉活動としてのふれあい・いきいきサロン活動や食事サービス等の地域生活支援のボランティア活動への対応を検討します。

障害者総合支援法への対応としては、平成27年度からすべての障がい福祉サービス利用者が「サービス等利用計画」に基づきサービスを利用することになることから、指定特定相談支援事業を強化します。

子ども・子育て支援に関しては、これまで受託してきた「伊賀市ファミリー・サポート・センター」を行政直営に移管し、ハイトピア伊賀子育て包括支援センターにおいて総合的に子育て支援サービスが提供できるようにします。

生活困窮者自立支援法に関しては、市の法施行初年度の方針により、任意事業で

ある就労準備支援事業及び子どもの学習支援事業を受託し、社協独自の生活困窮者支援活動と連携しながら生活困窮者支援に取り組みます。

### 地域福祉部事業と基盤強化計画の関係図

重点項目	具体的な取り組み	実施項目	行 動 計 画		
			平成26年度	平成27年度	
地域福祉計画の推進と住民自治協議会における地域まちづくり計画との関わり	住民自治協議会における地域福祉活動の展開	地域まちづくり計画策定支援	第2次総合計画稼働	第3次地域福祉計画策定	
		住民自治協議会へのチームアプローチ	地域福祉体制づくり事業	→	
		地域アセスメントによる地域支援計画の策定	17地区	24地区	
	第3次地域福祉計画の策定支援	地域ケアネットワーク会議開設	17地区 第3次地域福祉計画策定準備	24地区 第3次地域福祉計画策定	
		コミュニティビジネスの創造	先駆的事例の収集	先駆的事例集の作成	
		地域間の情報交換の場づくり	第32回地域づくり団体全国研修交流会	コミュニティ政策学会 4市合同地域福祉実践研究会	
		市民ふくし大学講座システム的确立による人材育成計画の策定	いが見守り支援員制度	800名 17地区	900名 24地区
	地域人材育成計画の策定		地域人材育成計画の策定	地域人材育成計画の策定	
	地域における福祉教育の推進とボランティアリズムによる住民主体形成	福祉課題を一緒に考え、学びをサポートするための福祉教育アプローチ	福祉教育プログラムの企画	地域還元プログラム	福祉教育指針の策定
			福祉教育サポーターの育成	地域人材育成計画との連動	地域人材育成計画との連動
コーディネート機能の充実			地域福祉教育推進プラットフォーム開設	→	
広報・啓発活動の推進			コミュニケーションツールの開発	→	
福祉教育指針の策定			福祉教育指針の策定準備	福祉教育指針の策定	
地域における福祉教育の推進とボラ	ボランティア・市民活動センターのあ	ボランティアセンター機能を見直し	市民活動登録システム開発	→	

重点項目	具体的な取り組み	実施項目	行 動 計 画	
			平成26年度	平成27年度
ンタリズムによる 住民主体形成	り方	市民活動センター機能を強化	伊賀市市民活動支援センターとの連携	→
		常設型災害ボランティアセンター機能の新設	三重県災害時NPO活動支援事業協定締結	専任職員の配置
		自治活動支援機能の導入	伊賀市市民活動支援センターとの連携	→
誰も排除しない社会の構築を目指した事業戦略	包括的・伴走型のパーソナル・サポート・サービスの導入と生活支援のための総合相談支援センターの検討	総合的な権利擁護施策の充実	法人後見担当職員の配置	第3次地域福祉計画策定
		「包括的」かつ「伴走型」の支援の検討	新たな枠組みの検討	第3次地域福祉計画策定
		既存事業の柔軟的な運用	オーダーメイド型支援の検討	第3次地域福祉計画策定
	社会的孤立の防止を重視した支援体制の強化	早期発見・早期対応につながる地域支援	早期発見機能と予防的プログラムの開発	第3次地域福祉計画策定
		福祉分野に限らない諸機関等との連携強化	社会的包摂のための連携会議の設置	第3次地域福祉計画策定
		部署間を超えた連絡調整や事例検討会等の充実	事例検討会の定例化	第3次地域福祉計画策定
コミュニティソーシャルワークによる個別支援と地域生活支援	総合相談体制の確立	寄り添い型の相談対応	地域包括支援センターとの連携	第3次地域福祉計画策定
		職員配置の見直し	14チーム 28名	第3次地域福祉計画策定
		スーパーバイザーの配置による体制づくり	地域福祉体制づくり事業	第3次地域福祉計画策定
地域福祉推進のためのプラットフォームづくり	市内の社会福祉法人の連絡会組織の立ち上げによる社会福祉法人の地域福祉に関する役割の共通理解の促進	社会福祉法人連絡会設立	介護保険事業所連絡会設立準備	
	地域福祉を進める多様な主体(市民活動、NPO、企業等)が一同に会し、市内の福祉サービス、地域福祉の推進に関して考える場の定例的な開催	伊賀市地域円卓会議の開催	部門別地域円卓会議の開催	

## ＜平成27年度の主な取り組み＞

### （1）生活支援部門（生活支援課）

#### （権利擁護係）

#### ①日常生活自立支援事業【いが日常生活自立支援センター】（委託事業）

事業名称が地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業に変更されたことに伴い、センター名称を【いが日常生活自立支援センター】に変更します。利用者の増加に対応するため、研修や生活支援員の活用等により実施体制の強化を図ります。

#### ②福祉後見サポートセンター事業【伊賀地域福祉後見サポートセンター】（委託事業）

成年後見制度を利用される方や成年後見人等を支援する取り組みを進めます。また、福祉後見人（市民後見人）の活動の機会を増やせるようにします。

#### ③法人後見事業（独自事業）

当会が安定して成年後見人等を担い続けられるよう、支援体制の充実を図ります。

#### ④地域福祉あんしん保証推進プロジェクト事業（独自事業）

予防機能充実の一環で、個々の将来を見越した支援として、当事業に関する検討を実施します。また、新たに三重県居住支援連絡会に加入し、住居の確保が難しい人の相談支援、情報提供等を通じて、「住まいの確保」を支援します。

#### ⑤苦情解決事業（独自事業）

#### ⑥障がい者支援に関する事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）

障がい者の地域生活を充実させることを目的として、サービス等利用計画（トータルプラン）の作成を進め、支援のなかで足りない資源について自立支援協議会等を通して地域に働きかけていきます。

#### ⑦ジョブサポーター派遣事業（委託事業）

企業等が障がい者を雇用しやすいようジョブサポーターを活用し、職場定着を支援する取り組みを進め、実際に支援にあたるジョブサポーターの養成を行います。

### （2）地域福祉部門（地域福祉課）

#### （地域福祉係）

#### ①ふれあい・いきいきサロン事業（共同募金配分金事業）

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「地域生活支援検討部会」を設置し、地域生活支援事業のあり方を検討します。

#### ②地域福祉活動ステップアップ支援事業（県社協助成事業）

三重県社協が実施する地域福祉活動ステップアップ支援事業に応募し、伊賀市における福祉教育指針の策定に取り組み、地域福祉教育の推進に努めます。

#### ③広報啓発事業（会費・補助事業）

社協だより「あいしあおう」は、完全二色刷とし、限られた条件の下で最大限の広報効果を図ります。

休刊中の伊賀地域ボランティア・市民活動情報紙「伊賀び〜と」については、社協での復刊を断念し、伊賀市市民活動支援センター等で継承してもらえるように調整します。

ホームページ「HANZOU-NET」を完全リニューアルし、すべての社協事業を情報発信していきます。

#### ④地域福祉計画推進事業（市協働事業）

第3次地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉計画推進委員会の専門部会として「地域福祉活動推進会議」を設置し、社協の役割である地域福祉活動計画部分を策定し、地域福祉計画に反映させていきます。

#### ⑤地域福祉体制づくり事業（委託事業）

地域アセスメントやアンケート調査により地域ケアネットワーク会議の設置を進めてきた住民自治協議会への地域支援を強化し、平成27年度には24カ所の地域ケアネットワーク会議の開設を目指します。

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「協議体検討部会」を設置し、既存の地域ケアネットワーク設置地区をはじめ、設置予定地区の担当者を中心とした情報交換や支援施策の検討を実施します。

#### ⑥会費事業（独自事業）

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「地域福祉財源検討部会」を設置し、社協会費、共同募金等による地域福祉財源のあり方を検討します。

#### ⑦福祉団体支援事業（団体への直接補助事業）

自主運営が確立してきた各種団体への側面的支援を継続します。

#### ⑧共同募金配分金事業（共同募金配分事業）

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「地域福祉財源検討部会」を設置し、社協会費、共同募金等による地域福祉財源のあり方を検討します。

#### ⑨市民活動登録斡旋事業（補助事業）

みえ市民活動ボランティアセンターの「市民活動・NPO 団体情報データベースMナビ」のデータベースを伊賀市市民活動支援センターとも共有していきます。

#### ⑩市民活動養成研修事業（補助事業）

市民ふくし大学講座（基礎講座、専門講座、オプション講座）を開催し、いが見守り支援員の養成（平成27年度目標900人認定）に取り組み、各地での見守り支援員の交流会を計画的に行います。また、市民ふくし大学講座で養成された「いが見守り支援員」の活躍の場となる、地域生活支援サービスサポート事業「ちょいサポ」の構築を検討し、住民自治協議会単位での見守り活動の組織化を促進します。

介護保険改正に伴い、地域の居場所づくりサポーター養成講座を開催します。

#### ⑪市民活動組織化支援事業（補助事業）

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「地域生活支援検討部会」を設置し、地域生活支援事業のあり方を検討します。

⑫地域福祉教育推進事業（補助事業）

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「福祉教育検討部会」を設置し、福祉教育指針の策定に取り組みます。

⑬地域福祉防災推進事業（補助事業）

常設化された伊賀市災害ボランティアセンターの平常時業務として、第5期災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催、みえ災害ボランティア支援センター及びみえ防災市民会議との連携協力、住民自治協議会等への防災減災啓発活動、全国の災害救援団体とのネットワーク強化、常設型災害ボランティアセンターとの連携に取り組みます。

災害が発生した際は、速やかに災害時体制に移行し、迅速な対応を図ります。

⑭子育て支援事業（委託事業）

伊賀市ファミリー・サポート・センターを行政直営に移管し、子育て包括支援センターにおいて、総合的に子育て支援サービスが提供されていきます。

⑮消費者トラブル対策事業（独自事業）

市民参加で取り組んでいる「いが悪徳バスターズ」の活動を支援します。

**（地域福祉サービス係）**

① 移動制約者セーフティネット対策事業（委託事業）

移動が制約される人の総合相談窓口となり、送迎サービスを行う事業者と円滑に連絡調整を行い、事業所に時間的余裕がないなどの受入が困難な場合にセーフティネットとして、当会が福祉有償運送を実施します。

② 認知症・介護予防教室普及事業（委託事業）

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「地域生活支援検討部会」を設置し、地域生活支援事業のあり方を検討します。

③認知症高齢者やすらぎ支援事業（委託事業）

認知症高齢者やすらぎ支援事業の普及啓発につとめます。

④高齢者あんしん見守りネットワーク事業（委託事業）

キャラバンメイトの研修会等を実施し、認知症サポーター養成講座の開催を支援します。

⑤介護者交流事業(委託事業)

介護者同志が日頃の介護の悩み等を話せる交流会の開催を図り、心身のリフレッシュできる企画推進を行います。

**（就労支援係）**

①いが若者サポートステーション事業（委託事業）

地域若者サポートステーション事業は、生活困窮者自立支援法の施行や、若者雇用対策法の成立を受けて、平成28年度以降において大幅な事業の見直しが行われようとしているため、事業継続の有無を視野に入れた検討をしていきます。

②生活困窮者自立支援（就労準備支援事業・子どもの学習支援事業）（委託事業）

生活困窮者自立支援法の施行にともない、市から就労準備支援事業と子どもの学習支援事業の委託を受け、就労に必要な訓練を実施するとともに、生活困窮家庭の子どもへの学習支援を実施します。

③いがぐりプロジェクト（新規独自事業）

第3次地域福祉計画の策定において、地域福祉活動推進会議に「コミュニティビジネス検討部会」を設置する際、居場所づくりプロジェクトから発展した「いがぐりプロジェクト」を位置づけ、コミュニティビジネスモデルを提案します。

④生活福祉資金貸付事業（委託事業）

生活困窮者自立支援事業と連携し、就労支援と連動した生活福祉資金貸付を実施します。

⑤住宅手当緊急特別措置事業（委託事業）

生活困窮者自立支援法の施行にともない、住宅確保給付金事業として行政直営に移行します。

⑥緊急食料等提供事業(共同募金配分金事業)

生活困窮者自立支援事業と連携し、就労支援と連携した緊急食料等提供事業を実施します。

## 福祉サービス事業部

### <重点事業>

#### 1. 制度改正への対応

平成 27 年度は介護保険制度の大幅改正が行われます。全体として介護報酬が大きく減額されることはもとより、高所得者の利用料負担の 2 割化による利用が敬遠される危険性があります。一方で特別養護老人ホームへの入所要件が介護 3 以上に制限されることによって、在宅サービスの利用が促進される可能性もあります。さらに、要支援者について介護保険給付から市町村の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することとなり、地域福祉と介護予防サービスの一体的実施及び提供が大きな課題となっています。これらについては、福祉サービス事業評価専門部会において、今後の組織のあり方も含めて対応を検討協議し、「地域包括ケアシステム」の一翼を担うべく効果的で効率的なサービス提供を目指します。

#### 2. 社協らしい介護サービスの提供

当会が介護サービスを提供する理由は基本理念にあるように、1. 「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう」にするために、「品質の高いサービスの提供に挑戦し続け」ること、2. 「多様な市民の参加を得て、一人ひとりが何らかの役割を担いつつ、その人らしい生き方ができる地域社会」の実現にあります。社協らしい介護サービスの提供に傾注して参ります。

また、昨年度は地域を主体とした福祉サービスの拠点づくりに取り組み、一定の方向性を見いだすことができました。今年度は他地域のモデルとすべく、これを実現していきます。

#### 3. 介護従事者の確保

来るべき 2025 年に備えて、介護に従事することのできる人材を養成します。

### 福祉サービス事業部と基盤強化計画との関係図

基盤強化計画 重点項目	具体的な取り組み	実施項目	行動計画	
			平成 26 年度	平成 27 年度
1. 福祉サービス事業について	きめ細かな地域におけるニーズ動向の把握と地域福祉的なサービスの提供	地域住民、要援護者をはじめとするニーズの動向への注視	地域ニーズの把握	地域ニーズの把握
		民生委員児童委員や住民自治協議会組織等との連携や協働によるサービス提供	連携のあり方の検討	連携のあり方の検討
	介護保険事業の質の向上	職員の持つ能力を最大限活かした質の高いサービスの提供	研修実施と実践	研修実施と実践
		サービスの内容や実績で評価できる事業のあり方の検討	あり方検討会の設置	あり方検討会の設置

2. 福祉サービス事業における人材の確保と育成	福祉サービス事業部内での職員指導育成部門の創設の検討	(職員指導育成部門の創設の検討)	職員指導育成部門の設置の検討	職員指導育成部門の設置の検討。 介護職員初任者研修会の開催
	職員のモチベーションを高めるための定期的な研修や、役職員の意見交換の場の設置	(定期的な研修) (役職員の意見交換の場の設置)	研修実施と実践 あり方検討・実施	研修実施と実践 あり方検討・実施
3. 福祉サービス事業における活動拠点のあり方	(事業所の再配置及び統廃合)	訪問系事業所の更なる品質向上に向けての効率的な運用	集約計画の立案	訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の集約計画の立案
	(地域に密着した専門性のある独自の特色ある施設づくりの推進)	地域密着やより高い専門性のあるサービスなど伊賀市社協独自の特色ある施設づくりの推進	あり方検討会の設置	あり方検討会の設置 新たな事業所の設置計画
4. 福祉サービス事業におけるサービスの質の向上と新たなサービスの提供	医療系知識や喀痰吸引等技術の習得から基礎的な接遇面においても資質向上を図るための現場に必要な知識・技術の習得を目的とした研修体系の整備	(医療系知識等の習得)	医療系研修と実践	医療系研修と実践
		(喀痰吸引等技術の習得)	痰の吸引等研修受講体制整備	痰の吸引等研修受講体制整備
		(研修体系の整備)	研修体系の整備	研修体系の整備 介護セミナー等への積極的参加
	福祉サービスに関する研修担当者の部内の配置	(研修担当者の配置)	研修担当者の配置の検討	研修担当者の配置 介護職員初任者研修会講師選任
	接遇面に関する研修の重点的実施	(福祉・介護の視点に立った接遇の定期的な研修)	研修実施と実践	研修実施と実践
訪問介護、通所介護事業を中心とした保険外サービスの積極的な導入	近隣住民による見守りや話し相手などの支援と組み合わせる形でのサービス提供の推進	あり方検討	あり方検討及び実施	
	地域での本人の役割を積極的に発揮していただけるような支援の実施	あり方検討	あり方検討	
	生活上の課題を持つ人や新たなニーズの早期発見	新たなニーズ早期発見システム作り	新たなニーズ早期発見システム作り	

## <平成27年度の主な取り組み>

### (1) 福祉サービス事業について

福祉サービス事業では、伊賀市における最大の在宅サービス事業者としての自覚に基づき、地域福祉計画上の各圏域の地域課題を踏まえたサービスを進めるために、現状の地域ニーズと将来のニーズ動向を把握し、伊賀市社協らしい地域との連携と協働

によるサービスの創造と、地域福祉的サービスの提供の検討を行います。

また、介護保険事業の質の向上のため職員の能力を活かした質の高いサービスの提供実施と実践、あわせてサービス内容の評価ができる、あり方の検討会の設置を行い、選ばれる伊賀市社協の福祉サービス事業を目指します。

## （２）福祉サービス事業における人材確保と育成

伊賀市社協における福祉サービス事業の主軸となる介護保険事業は、各支所を拠点として4事業・23事業所で業務を展開しています。

正職員・常勤職員・非常勤職員・登録職員と異なった労働条件の下で、多様な業務が入り混じり、現状の労働管理規程では運用が困難なことから、見直しを図るとともに、多様な働き方による効果的な勤務体制の確保を図ります。

なお、福祉サービス提供職員の人材不足や職員の定着化も問題となっています。

今後は、職員の資質の向上や専門職の育成と管理者・管理職を含め指導能力の向上が求められています。

これらのことから、サービス提供能力を高め、指導育成の体制の整備を行うとともに、各介護事業所間の平準化や情報の共有化を図り、働きやすい環境の整備と、定期的研修や役職員との意見交換ができる場の設置を図ります。

また、伊賀市社協だけでなく伊賀市内の介護人材の育成を新たに展開するために、今年度介護職員初任者研修会の開催の実施を行い、介護人材の養成を図り伊賀市の在宅介護事業のリーダーシップを取るべく準備を行います。

## （３）福祉サービス事業における活動拠点のあり方

現在の事業所は、平成16年11月市町村合併以前の旧市町村単位を基に、事業所が配置されていますが、各事業所内人口や要介護者数が異なることや、エリア内が広範囲に亘る事や事業所間の平準化や人材の共有化を図るため、伊賀市における地域包括支援センターの中部・東部・南部の3圏域に整合した活動拠点の集約展開を図ります。また、小規模な通所介護事業所のサテライト化への対応計画の立案を図ります。

今後においても、利用者の動向を見据え効率的な運用や他の事業所がない、地域と連携した地域密着のサービスのできる伊賀市社協らしい事業展開を行うための、事業所整備を推進します。

## （４）福祉サービス事業におけるサービスの質の向上と新たなサービスの提供

各事業所ともサービスの質は一定のレベルを維持していますが、職員の高齢化や人材不足によるサービスの低下が懸念されています。

中堅職員の指導者の人材不足も原因とされ、今後においては各事業所における指導者の育成や、研修体系の構築を図り、介護技術だけでなく接遇面や、医療系知識の習得研修や、たんの吸引等研修のための受講体制の整備を図ります。

特に福祉・介護の視点に立った接遇面の定期的研修の実施を行います。

また、介護職員初任者研修会の開講し、研修担当者の配置と研修講師の人選を行います。

訪問介護、通所介護事業を中心に保険外サービスの積極的な導入のため、各地域や地域福祉部との情報共有と連携を密にし、地域・近隣住民による見守りや話し相手などの支援と組み合わせたサービスの提供や、地域での本人の役割が発揮できる支援のあり方検討を図ります。

また、生活上の課題を持つ人や新たなニーズの早期発見のシステムづくりの展開を図り、継続的事業における推進や個別の各事業所については次のとおり推進します。

## <各事業の取組>

### (1) 居宅介護支援事業

- ・事業所間の1人当たり担当件数の平準化と人員の適正配置
- ・主任介護支援専門員の養成と特定事業所加算事業所としての資質の担保
- ・配置人員に見合った給付管理件数の確保
- ・ケアプランセンターにおける介護支援専門員の確保
- ・要介護認定調査業務の継続および認定調査専門部署の設置の推進
- ・介護予防マネジメント業務の継続

### (2) 訪問介護事業

- ・人材確保と人材育成（養成）
- ・需要と供給のバランスが取れた事業運営の推進
- ・近接事業所との集約や再配置の検討推進
- ・非正規職員の処遇改善
- ・通所事業との連携による就労体系の構築
- ・人材不足の事業所の人材補強

### (3) 通所介護事業

- ・通所時間（サービス提供時間）区分の見直し
- ・地域デイサービスのサテライト化の検討
- ・地域デイサービスの地域との連携
- ・利用者の確保による利用率の向上
- ・重度化対応・認知症対応・機能訓練等の高度化、専門化への対応
- ・新たな地区へのデイサービスセンター設置への推進
- ・医療系知識の習得や研修受講体制の整備
- ・人材不足の事業所へ人材補強
- ・個別メニューの提供と評価

- ・質の高いサービス提供を目標とした職員体制の確保

#### **(4) 小規模多機能居宅介護事業**

- ・地域との連携の強化
- ・利用者を主体とした個別ケアの推進
- ・認知症に関する専門性を高め資質の向上を図る
- ・訪問、宿泊利用者への対応強化のための職員確保

## 法人運営部

### <重点事業>

伊賀市合併の10年を経て当会は第6期役員体制の下事業運営を行っています。これまでの間については、新市発足に伴い、法人としての組織的一体性をはかるため、基本理念を制定し外部環境に対応しつつ、様々な取り組みを行ってきました。

その一つとして「基盤強化計画大綱」の策定があります。これは、たとえ生活上に何らかの支障があってもその人らしく安心して暮らし続けられるようにする地域づくりを目指していくものです。

今年度は行動計画の中盤に入り、更なる計画推進を図り市民のニーズや期待に応えて行くことが求められています。

また、介護保険法をはじめ各種制度が改正され、高齢者等の支援のしくみが大きく変わろうとしています。

このような中、福祉サービスの量的確保も質的向上も、組織と人によるところが大きく関係します。

ついでには、組織目標を実現するために法人内部及び各拠点の人材、労務管理、組織風土やしくみ、そして組織形態や命令系統、財源等の内部環境の現状把握を行います。当会組織の持つ課題を知り、理念、方針、計画を共有すると共に、問題解決に向け法人運営、組織管理、経営管理等のマネジメントを強化します。

とりわけ、内部監査については、定期的の実施し事業全般にわたる管理、業務遂行状況の評価を行いその結果に基づく改善並びに運営の合理化を図ります。

また、災害時の支援体制にあたっては、被災時の支援役割も大きく、可能な限り早急にその役割を果たす必要があります。相談窓口や情報発信、ボランティアセンターの運営、行政との役割分担、介護保険利用者への対応、要援護者の支援等、社協職員であるとともに、地域の住民でもあります。災害時には地域サポーターとして、スムーズに緊急時対応ができるよう、日頃からの訓練を行い職員の意識向上に取り組みます。

### 法人運営部事業と基盤強化計画との関係図

#### 基盤強化計画推進専門部会

重点項目	具体的な取組	実施項目	行動計画	
			平成26年度	平成27年度
会員制度のあり方	組織構成会員制度の導入に向けた検討	会員制度あり方の検討	検討委員会設置・協議	検討委員会協議

重点項目	具体的な取組	実施項目	行動計画	
			平成26年度	平成27年度
組織のあり方	中核的推進機関としての体制づくりと公民の役割分担明確化	理事会機能強化・会員制度と連動した体制	専門部会協議	連動した体制整備完了
		「公」「民」の役割分担明確化	専門部会での検討	→
		部業務の見直し	業務分掌の確定	→
	職員の確保・育成と効果的な人事配置、組織体制づくり	計画的な職員採用の推進	職員採用計画立案	計画的採用の実施
		資格取得の奨励	規程改定	奨励施策実施と管理
		組織内の迅速な意思決定体制づくり	実施	→
	迅速な問題解決を図るための本所と支所間の意思決定体制及び役割分担の明確化	本所の方針を支所で展開実践できる体制づくり	体制のまとめ	組織改革着手
		アウトリーチ体制と窓口機構	あり方検討	あり方まとめ
		福祉団体自主運営推進	団体自主運営促進	→
	権利擁護と福祉サービスに関する利益相反の解決	利益相反関係解決の協議の場設置	関係者による検討	→
職員管理手法	日常業務の評価、並びに目標管理手法 PDCA の徹底	管理職研修の実施	研修実施	→
		定期面接による目標達成度、職務遂行状況共有化	定期面接の実施	→
	公平な評価により勤労意欲を高めるための人事考課体制づくり	考課者研修の実施	研修実施	→
		考課結果反映のしくみ作り	プロジェクト立上と検討	考課結果の適用

重点項目	具体的な取組	実施項目	行動計画	
			平成26年度	平成27年度
	法人全体での労務管理体制見直、実施	労務管理体制の見直し	規程改廃制定	運用
		管理職の意識共有化と職員への周知	研修実施と実践	→
職員能力の向上	研修体系強化、キャリアアップの仕組みづくり	外部研修の受講促進	受講促進	→
		内部研修の充実	自主勉強会の促進	一部スパーハイザ-設置
		研修体系の整備	研修委員会の見直し	規程改定と実施
		研修履歴の管理と活用	全職員受講履歴把握	まとめ整備
		キャリアアップと処遇関係を整備	研修実績把握	反映した体制検討
財務運営のあり方	事業成果の見える化検討	事業成果の課題整理と分析	事業結果の評価と公開	事業への反映
	協働で具現化する取り組み	権利擁護や中間支援に社会福祉法人拠出制度検討	準備会設置	専門部会設置
	無駄を省くことの定着と経費削減		コスト削減委員会活性化	→
情報管理・発信能力の強化	情報管理体制の確立	ITガイドライン策定、セキュリティ強化	ガイドライン策定	ガイドラインに基づく運用
		職員のITスキル向上の研修実施	研修実施	→
	情報発信の充実	紙媒体による情報発信の充実	地域の活動紹介を充実	→
		インターネットを活用した情報発信の充実	ホームページ担当指定と更新	→
		多様なメディア活用及び視察・講演会等による情報発信	職員の情報共有促進	共通資料作成と周知

## 〈27年度の主な取組〉

### （1）基盤強化計画大綱 推進項目

#### ①会員制度のあり方

当会は、地域の福祉関係組織、団体の協議体としての機能を有していることから、組織会員制度導入を進めるため関係者による検討委員会を開催します。

併せて、地域福祉自主財源としての使途についても検討します。

#### ②組織のあり方

社協は（社会福祉法人は）他の経営主体と異なる役割があることを発信して、制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献にかかわる事業に取り組みます。

その一つとして、市内の社会福祉法人と連携して検討する場を設け具体的な取組を検討していきます。

また、地域福祉の中間的推進機関としての体制づくり強化として、基盤強化計画専門部会で汎用的な組織管理についての導入の検討を行い、理事会にて運営意思の共有及び事業推進を図ります。

#### ③職員管理手法

正規職員を対象に目標管理を用い、5年後、10年後の人材育成を目的に人事考課制度を導入します。定期的な面談を行い永続できる制度とします。

また、新人職員等の能力開発に努め、日頃からOJTを推進し組織メンバーとしての成長をサポートします。

#### ④職員能力の向上

昨年度において実施した職員研修アンケートをもとに内部研修の充実を図るとともに積極的な外部研修への受講促進を行います。

#### ⑤財務運営のあり方

介護報酬改正に伴い収益確保が大変厳しい状況となりますが、限られた財源を、より効率的に運用し適正な収益確保を目指します。収益については1.地域への福祉充実事業 2.職員への還元 3.財務基盤強化のための資金確保として配分します。

#### ⑥情報管理・発信能力の強化

伊賀市社協新ホームページを6月スタートで行います。

必要な情報公開はもちろん市民からの必要な情報を効果的に発信していきます。

### （2）安全衛生管理

各支所にて毎月1回開催している安全衛生委員会において日常業務における過重

労働対策、特に時間外勤務の削減についての協議を行い職員の健康保持推進に努めます。

### **(3) 防災管理**

「伊賀市社協職員防災危機管理ハンドブック」を全面的に見直し、日頃から自分の行動や分担する業務について確認し非常時の初動対応及び関係機関との連携等、社協職員としての意識向上を目指す。

### **(4) 車両管理**

業務に使用する車両について、交通事故防止、交通規則の遵守を徹底することから、当会が保有する車両毎に車両管理責任者を選任し適切な車両管理を行います。

### **(5) 施設管理**

行政財産に目的外利用として借り受けている施設は、昨年度に調査した結果、劣化が進み大きな機能低下が一部見受けられますが、「伊賀市公共施設最適化計画中間案」が示されました。今後の展開について、行政と連携を図り合理的な維持管理を行っていきます。